証券コード　6101
2025年５月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町12番20号

株式会社 ツガミ
代表取締役社長　渡 部 昇 弘

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.tsugami.co.jp/
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・投資家情報」「株主総会」を選択のうえ、ご確認ください。)

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6101/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ツガミ」または「コード」に当社証券コード「6101」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使のご案内」にしたがって、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2025年６月18日（水曜日）午前10時
２．場　　所　新潟県長岡市台町２丁目８番35号
ホテルニューオータニ長岡　３階 桜の間
３．会議の目的事項
報 告 事 項　１．第122期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第122期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しておりますので当該書面には掲載しておりません。なお、会計監査人および監査等委員会は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①　新株予約権等の状況
②　連結計算書類の連結注記表
③　計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にて、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は、次項記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

行使期限 2025年６月17日（火曜日）午後５時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限 2025年６月17日（火曜日）午後５時30分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年６月18日（水曜日）午前10時

・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2025年６月17日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

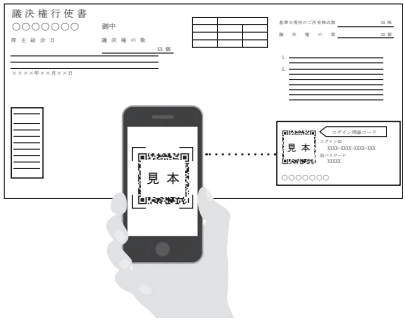

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

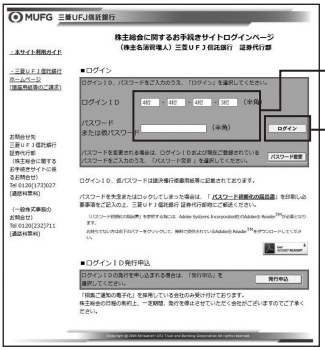

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

・インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取扱いを休止します。
・パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただくことも可能です。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期における当社グループを取り巻く環境につきましては、中国市場をはじめとして多少の動きが見られたものの、全体的には不透明感の否めない中、各拠点において着実に事業を推進した結果、売上収益は、前期比28.0％増の107,411百万円、営業利益は前期比78.0％増の23,309百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同102.8％増の10,901百万円と売上収益、利益面ともに既往最高となりました。

機種別の売上収益では、主力の自動旋盤は前期比27.8％増の90,299百万円、研削盤は同30.0％増の5,142百万円、マシニングセンタ・転造盤・専用機は同44.1％増の6,829百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に取得した主要設備

当社長岡工場	工場設備の修繕
津上精密机床(浙江)有限公司	工作機械製造設備の増設
安徽津上精密机床有限公司	工作機械製造設備の増設
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	工作機械、鋳物等部品製造の新工場※

（※は継続中であります。）

上記等の投資総額は2,241百万円であり、自己資金を充当いたしました。

③資金調達の状況

当年度中は、社債および新株式の発行による資金調達は実施しておりません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第119期 2021年度	第120期 2022年度	第121期 2023年度	第122期 2024年度 (当連結会計年度)
売　上　収　益	93,174	94,963	83,928	107,411
税　引　前　利　益	18,776	16,467	13,795	23,709
親会社の所有者に帰属する当　期　利　益	9,486	7,695	5,376	10,901
基本的1株当たり当期利益	191.99円	159.39円	112.57円	231.55円
資　産　合　計	103,761	112,364	117,714	127,306
資　本　合　計	57,840	64,922	72,361	84,114
1　株　当　た　り親会社所有者帰属持分	941.82円	1,057.67円	1,190.52円	1,327.03円

（注）IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ツガミ総合サービス	42百万円	100.0	工場構内の建物、設備の点検・保守、損保代理業務
TSUGAMI EUROPE GmbH	60千ユーロ	100.0	工作機械の販売、保守、修理サービス
津上精密机床(浙江)有限公司	741百万人民元	100.0 (100.0)	工作機械の製造販売
津上精密機床(中國)有限公司	380百万香港ドル	66.4	持株会社
津上精密機床(香港)有限公司	767百万香港ドル	100.0 (100.0)	持株会社
浙江品川精密機械有限公司	35百万人民元	100.0 (100.0)	工作機械用鋳物の製造販売
安徽津上精密机床有限公司	150百万人民元	100.0 (100.0)	工作機械、鋳物等部品の製造販売
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	百万495インドルピー	90.9 (15.1)	工作機械の製造販売
TSUGAMI (THAI) CO.,LTD.	10百万タイバーツ	47.9	工作機械の販売、保守、修理サービス
TSUGAMI KOREA CO.,LTD.	1,000百万ウォン	100.0	工作機械の販売、保守、修理サービス
TSUGAMI Universal Pte.Ltd.	千125シンガポールドル	100.0	工作機械の販売、保守、修理サービス
TSUGAMI UNIVERSAL SDN.BHD.	千150マレーシアリンギット	100.0 (100.0)	工作機械の販売、保守、修理サービス
TSUGAMI VIETNAM COMPANY LIMITED	百万1,689ベトナムドン	100.0	工作機械の販売、保守、修理サービス

(注) 1．当社の議決権比率( )内は間接所有割合で内数であります。

2．津上精密机床(浙江)有限公司は、2024年10月31日付で当社の連結子会社である中津精密机床(浙江)有限公司を吸収合併いたしました。

3．当社は、2024年７月２日付で連結子会社である津上精密機床(中國)有限公司の当社保有株式の一部売却を実施いたしました。また、津上精密機床(中國)有限公司は、同社株式を自己株式として取得しております。

(4) 対処すべき課題

（中長期的課題）

当社グループは、中長期的戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでおります。

①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、ＩＴ分野・医療分野等に、お客様の要請に十分応えられる新製品の市場投入に全力で取り組んでまいります。

②成長地域を狙った事業戦略

引き続き重視しなければならないアジア市場（中国・東南アジア・インド等）への生産・販売・アフターサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の強化と高効率経営を図ってまいります。

また､引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制の充実

当社は、役員の指名および報酬に関する公平性、透明性、客観性を担保するために、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会および報酬委員会を設置しております。こうした組織体制の実効性向上などの取組みを進め、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ってまいります。

⑤サステナビリティの取組強化

当社グループは、サステナビリティが重要な経営課題であると認識しており、取締役会の監督のもと、サステナビリティ委員会が中心となり、全社的な取組みを推進しております。気候変動問題および環境課題への対応については、あらゆる事業活動に由来するCO_2排出量の継続的削減を進めるとともに、ＴＣＦＤ提言に基づく非財務情報開示の充実にも努めてまいります。

以上のような取組みにより､お客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

(5)主要な事業内容（2025年３月31日現在）

精密工作機械の製造および販売

(6)主要な営業所および工場（2025年３月31日現在）

①当　社

名称	所在地
本社	東京都中央区
営業所	上尾、長岡、茅野、名古屋、大阪
長岡工場	新潟県長岡市

②子会社

名称	所在地
㈱ツガミ総合サービス	新潟県長岡市
TSUGAMI EUROPE GmbH	ドイツ
津上精密机床（浙江）有限公司	中国
浙江品川精密機械有限公司	中国
安徽津上精密机床有限公司	中国
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	インド
TSUGAMI (THAI) CO.,LTD.	タイ
TSUGAMI KOREA CO.,LTD.	韓国
TSUGAMI Universal Pte.Ltd.	シンガポール
TSUGAMI UNIVERSAL SDN.BHD.	マレーシア
TSUGAMI VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム

(7) 使用人の状況（2025年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
3,433（90）名	370名増（１名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
500(74)名	９名増(２名減)	44.0歳	19.2年

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	1,700百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,700百万円
株式会社第四北越銀行	1,700百万円
株式会社みずほ銀行	1,300百万円
株式会社八十二銀行	400百万円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様に利益還元を図ることが基本と考えております。従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

2025年３月期の剰余金の配当につきましては、１株につき中間配当金27円、期末配当金32円の年間59円とさせていただきました。

また、2026年３月期の剰余金の配当につきましては、１株につき中間配当金32円、期末配当金32円、年間64円とさせていただく予定であります。

２．会社の現況

(1)株式の状況（2025年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　320,000,000株

②発行済株式の総数　　48,000,000株

（注）2024年５月21日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,000,000株減少しております。

③株主数　　10,457名

④大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,865	14.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,053	6.44
株式会社第四北越銀行	2,184	4.60
株式会社三井住友銀行	1,516	3.19
第一生命保険株式会社	1,470	3.10
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,352	2.85
ツガミ取引先持株会	1,155	2.43
ＪＰモルガン証券株式会社	982	2.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	868	1.83
ダイキン工業株式会社	717	1.51

（注）持株比率は自己株式602千株を控除して計算しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株　式　数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	186,500株	４名

（注）１．当社の株式報酬の内容につきましては、「２.(2)④取締役の報酬等」に記載しております。

２．上記株式数には、株式報酬型ストックオプション制度からの移行措置として2024年７月12日付で付与した譲渡制限付株式167,000株が含まれております。

【ご参考】

当社が保有する株式に関する事項（2025年３月31日現在）

①政策保有に関する方針

当社は、重要な取引先との信頼関係の強化を図り、当社の中長期的な成長・企業価値の向上に資すると判断される場合に、政策株式を保有します。保有する株式については、毎年、個別銘柄ごとに保有の意義、便益やリスク等の経済的合理性を、経営委員会で協議し、必要に応じて取締役会に諮り検証します。その結果、保有の意義・合理性が乏しいと判断される株式は、市場動向などを考慮のうえ売却し縮減を進めます。

②政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、議決権の行使にあたって、議案内容を厳格に検討し、当社の企業価値を毀損させることがないか、当該企業の中長期的な企業価値の向上に資するか、反社会的行為を行っていないか、株主利益を軽視していないかなどを総合的に判断しています。

③当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
14銘柄	4,352百万円

（注）2025年３月31日現在の連結財政状態計算書の資本合計84,114百万円と比較して、貸借対照表計上額の合計額の割合は5.18%。

(2) 会社役員の状況

①取締役の状況（2025年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役	久保　健	三井住友カード株式会社 顧問
代表取締役	渡部昇弘	
代表取締役	松下真実	
代表取締役	米山賢司	
取締役	唐　東雷	津上精密机床(浙江)有限公司 董事長
取締役 (常勤監査等委員)	木村　裕	
取締役 (監査等委員)	竹内芳美	中部大学 理事長
取締役 (監査等委員)	安達健祐	日本アルコール販売株式会社 社外取締役 ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	半場　秀	島田法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	山宮道代	田辺総合法律事務所 パートナー

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2024年６月19日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって、取締役 平山武史氏、取締役(監査等委員) 島田邦雄氏は任期満了により退任いたしました。同株主総会において、松下真実氏は取締役に、半場秀氏は取締役(監査等委員)新たに選任され就任しております。
2. 取締役 久保健氏、並びに取締役(監査等委員) 木村裕氏、竹内芳美氏、安達健祐氏、半場秀氏、山宮道代氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員） 竹内芳美氏、安達健祐氏、半場秀氏、山宮道代氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 情報の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために木村裕氏を常勤の監査等委員として選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である久保健氏、木村裕氏、竹内芳美氏、安達健祐氏、半場秀氏、山宮道代氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④取締役の報酬等

イ．　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主と価値を共有する報酬体系とし、個人別の報酬額決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

・独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ることにより、客観性と透明性を確保します。

・報酬は、株主総会決議により定めた報酬総額の範囲内とします。

b. 報酬の構成

・業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬とします。種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模である他社の動向等を踏まえ、役位、職責等を勘案し、報酬委員会において審議を行います。取締役会（後記の委任を受けた代表取締役３名による合議体）は、報酬委員会の答申を尊重して、個人別に種類別の報酬割合および報酬の内容等を決定します。金銭報酬については、役位および職責等に応じた基本報酬を基礎とし、業務執行を担うことから、一部を業績連動報酬とすることにより、業務執行の責任を意識づけ、かつ業績向上のインセンティブを高めます。加えて、非金銭報酬として株主と価値を共有する株式報酬を設けることにより、中長期的な企業価値向上を意識づけることのできる報酬構成とします。

・社外取締役および監査等委員である取締役については、監督機能を担う職務に鑑み、基本報酬のみとします。

c. 基本報酬（金銭報酬）

・基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、社内・社外および常勤・非常勤の別、当社の業績等を総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬

・業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるため業績指標等を反映した金銭報酬とし、月例の報酬として支給します。業績指標とその値は、業績予想値（連結売上収益、連結営業利益等）の達成度合い、担当業務の業績評価等と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

e. 非金銭報酬

・非金銭報酬は、中長期的な業績連動報酬の一環として、譲渡制限付株式報酬とします。株主総会において決議された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象者は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で支給することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。毎年、一定の時期に、役位、職責、当社の業績などを総合的に勘案して、譲渡制限付株式を割当て、退職時に譲渡制限を解除する仕組みとします。

f. 個人別の報酬等内容の決定の手続き

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等内容の決定に際して、報酬委員会は、取締役会より諮問を受け、上記方針・基準に基づき審議を行い答申します。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議により委任された代表取締役３名が、報酬委員会の答申を尊重して協議により決定します。

・監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の答申を尊重して、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会において協議を行い決定します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	405 (9)	73 (9)	39 (－)	292 (－)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	51 (51)	51 (51)	－ (－)	－ (－)	6 (6)
合　計 （うち社外取締役）	456 (60)	124 (60)	39 (－)	292 (－)	12 (7)

（注）１．上記には、2024年６月19日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）１名、および監査等委員である取締役１名（社外取締役）を含んでおります。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2018年６月20日開催の第115期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は７名（うち、社外取締役は２名）です。また、この金銭報酬とは別枠で、2021年６月16日開催の第118期定時株主総会において、それまでの株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として年額80百万円以内として設定することおよび各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は150,000株を上限とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は３名です。

2021年６月16日開催の第118期定時株主総会にて決議した譲渡制限付株式に関する取締役の報酬枠とは別枠として、2024年６月19日開催の第121期定時株主総会において、当社第122期事業年度（2024年４月１日～2025年３月31日）に限り、再任取締役等に対して、付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（未行使分）を譲渡制限付株式へ移行する措置として割り当てる譲渡制限付株式に関する報酬等として年額334百万円および割り当てる譲渡制限付株式の総数は167,000株を上限とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は４名です。なお、上記表「非金銭報酬等」には、当該移行措置として2024年７月12日付で付与した譲渡制限付株式（167,000株）に相当する報酬額262百万円が含まれております。

３．監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年６月20日開催の第115期定時株主総

会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名です。

４.取締役会は、代表取締役３名（渡部昇弘、松下真実、米山賢司）に対し取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容（基本報酬および業績連動報酬の額等）の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役３名による合議体が適していると判断したためであります。なお、当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会および報酬委員会を設置しております。上記取締役の報酬等内容の決定に際しては、事前に報酬委員会において審議し、取締役会の決議により委任された代表取締役３名は、報酬委員会の答申を尊重して決定することとしております。

⑤社外役員に関する事項

イ.他の法人等との兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地　位 氏　名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社と兼職先との関係
取締役 久　保　　健	三井住友カード㈱	顧問	当社と三井住友カード㈱との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 竹　内　芳　美	中部大学	理事長	当社と中部大学との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 安　達　健　祐	日本アルコール販売㈱ ENECHANGE㈱	社外取締役 社外取締役	当社と日本アルコール販売㈱、及びENECHANGE㈱との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 半　場　　秀	島田法律事務所	パートナー	当社と島田法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 山　宮　道　代	田辺総合法律事務所	パートナー	当社と田辺総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

(注)取締役(監査等委員) 木村裕氏の重要な兼職先はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　久保　健	当期開催の取締役会９回のうち９回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 (監査等委員)　木村　裕	当期開催の取締役会９回のうち９回に、監査等委員会５回のうち５回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　竹内芳美	当期開催の取締役会９回のうち９回に、監査等委員会５回のうち５回に出席いたしました。主に当社事業と関連の深い工作機械等の研究者としての専門的な立場から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)　安達健祐	当期開催の取締役会９回のうち９回に、監査等委員会５回のうち５回に出席いたしました。主に各業界動向に関する幅広い見識に基づいて監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)　半場　秀	2024年６月19日取締役(監査等委員)就任後、当期開催の取締役会７回のうち７回に、監査等委員会４回のうち４回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名委員会の委員および報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)　山宮道代	当期開催の取締役会９回のうち９回に、監査等委員会５回のうち５回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

（注）当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会および報酬委員会を設置しております。

取締役および執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。

各委員会は、取締役会が選定した３名以上の取締役で構成し、過半数は独立社外取締役としております。

(3)会計監査人の状況

①名称　　EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司及びTSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITEDは、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役会はコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。

ロ. 当社の取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築するとともに通報者の保護を図る。

ハ. 経営委員会直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

ニ. 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める「監査等委員会監査等基準」に基づき監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を「文書管理規程」および「情報システム総括規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには、迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を原則として毎月１回開催し、「取締役会規則」により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。

ロ. 当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置し、取締役会から諮問された事項につき、これらの委員会において審議した内容を取締役会に答申し、取締役会は当該答申内容を踏まえて決議することにより、役員の指名および報酬に関する公正性、透明性、客観性を担保する。

ハ. また、原則毎月、経営委員会を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、経営委員会等で子会社の月次業績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、定期的に開催される経営委員会等で、重要事項の事前協議を行い、子会社の取締役会において決議することにより、効率性を確保する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a. 当社は、「ツガミグループ行動規範」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。
b. 定期的に開催される経営委員会等に子会社の取締役等も参加し、内部統制に関する協議を進める。
c. 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規程およびコンプライアンスを遵守していることを確認する。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 当社は、監査等委員会から請求がある場合は、監査等委員会を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことができる。

ロ. 当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他当社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。

⑦前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社は、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保に努める。

ロ. 当社は、補助使用人の独立性の確保に必要な下記事項の明確化などに取り組む。
a. 補助使用人の権限
b. 補助使用人の属する組織
c. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の補助使用人に対する指揮命令権を排除する。
d. 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権を付与する。

⑧監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、その職務の執行に関して、次の事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
a. 会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項

b. 法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項
c. 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
d. 内部通報制度の運用状況及び通報の内容

ロ. 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
a. 子会社の役員および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
b. 子会社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を当社の監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨の体制の整備に努める。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて、会計監査人に報告を求める。

ハ. 監査等委員会は、内部監査部門（監査室）と密接な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

⑫財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。

ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。

⑬反社会的勢力を排除するための体制

イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス方針を定めた「ツガミグループ行動規範」を当社グループの全社員に配布し、法令および定款を順守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報制度の構築、内部監査部門（監査室）によるコンプライアンス実施状況についての内部監査実施などにより実効性向上に努めております。

②リスク管理体制

「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従い、適宜リスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクの状況把握、監視を行い、適切な対策を講じてきました。また、その状況は適宜取締役会等に報告し協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

③取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月１回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、現在の社外取締役６名体制により、外部からの経営の監視機能という面でガバナンス機能を十分発揮できる体制であると考えますが、より独立した立場からの監督機能を確保することが重要であるとの認識のもと、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会および報酬委員会を設置し、一層のガバナンス強化を図っております。

④グループ管理体制

「グループ会社管理規程」に基づき、経営委員会等において、子会社は月次業務、財務状況その他重要な情報を報告しております。また、内部監査部門（監査室）が重要な子会社の業務監査を定期的に実施しております。

⑤監査等委員の職務執行

監査等委員は、定例の監査等委員会を開催している他、取締役会および経営委員会などの重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求めております。当社代表取締役、会計監査人および内部監査部門（監査室）と定期的な情報交換を行い、監査の有効性の確保を図っております。

連結財政状態計算書

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産）		（負債）	
流動資産		**流動負債**	
現金及び現金同等物	27,729	営業債務及びその他の債務	17,649
営業債権及びその他の債権	40,695	借入金	11,524
その他の金融資産	80	その他の金融負債	199
棚卸資産	32,629	未払法人所得税等	3,414
その他の流動資産	1,663	引当金	469
流動資産合計	**102,799**	契約負債	4,069
非流動資産		その他の流動負債	988
有形固定資産	16,540	**流動負債合計**	**38,317**
使用権資産	1,999	**非流動負債**	
無形資産	166	その他の金融負債	163
退職給付に係る資産	0	退職給付に係る負債	967
その他の金融資産	4,859	引当金	5
繰延税金資産	619	繰延税金負債	3,123
その他の非流動資産	322	その他の非流動負債	614
非流動資産合計	**24,507**	**非流動負債合計**	**4,874**
		負債合計	**43,192**
		（資本）	
		資本金	12,345
		資本剰余金	2,878
		自己株式	△861
		その他の資本の構成要素	8,712
		利益剰余金	39,822
		親会社の所有者に帰属する持分合計	**62,897**
		非支配持分	21,217
		資本合計	**84,114**
資産合計	**127,306**	**負債及び資本合計**	**127,306**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	**107,411**
売上原価	△71,056
売上総利益	**36,355**
販売費及び一般管理費	△14,302
その他の収益	1,305
その他の費用	△48
営業利益	**23,309**
金融収益	741
金融費用	△341
税引前利益	**23,709**
法人所得税費用	△7,525
当期利益	**16,184**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	10,901
非支配持分	5,282
当期利益	**16,184**

連結持分変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
				その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2024年４月１日時点の残高	12,345	2,885	△3,008	7,771	2,545
当期利益					
その他の包括利益				△645	△183
当期包括利益合計	―	―	―	△645	△183
自己株式の取得			△966		
自己株式の処分		12	653		
自己株式の消却		△64	2,459		
配当金					
利益剰余金への振替					△22
非支配持分との資本取引		45		△752	
所有者との取引額合計	―	△6	2,146	△752	△22
2025年３月31日時点の残高	12,345	2,878	△861	6,372	2,339

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度の再測定	合計				
2024年４月１日時点の残高	―	10,316	34,065	56,605	15,756	72,361
当期利益		―	10,901	10,901	5,282	16,184
その他の包括利益	△118	△947		△947	△686	△1,633
当期包括利益合計	△118	△947	10,901	9,954	4,596	14,550
自己株式の取得		―		△966		△966
自己株式の処分		―	△225	440		440
自己株式の消却		―	△2,394	―		―
配当金		―	△2,428	△2,428	△2,135	△4,564
利益剰余金への振替	118	96	△96	―		―
非支配持分との資本取引		△752		△707	3,000	2,293
所有者との取引額合計	118	△656	△5,144	△3,662	864	△2,797
2025年３月31日時点の残高	―	8,712	39,822	62,897	21,217	84,114

貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	21,244	流動負債	12,183
現金及び預金	3,311	支払手形	119
受取手形	16	電子記録債務	1,912
電子記録債権	111	買掛金	1,435
売掛金	5,231	短期借入金	6,800
製品・商品	5,572	未払金	411
仕掛品	1,285	未払費用	258
原材料・貯蔵品	3,545	未払法人税等	422
関係会社短期貸付金	692	製品保証引当金	214
未収消費税等	952	賞与引当金	347
その他	635	その他	260
貸倒引当金	△110	固定負債	1,005
固定資産	15,222	繰延税金負債	49
有形固定資産	1,965	退職給付引当金	932
建物	1,440	その他	22
構築物	34	負債合計	13,188
機械装置	166	（純資産の部）	
車両運搬具	5	株主資本	21,124
工具・器具備品	54	資本金	12,345
土地	246	利益剰余金	9,636
リース資産	17	利益準備金	1,338
無形固定資産	54	その他利益剰余金	8,297
電話加入権	7	繰越利益剰余金	8,297
ソフトウェア	42	自己株式	△856
リース資産	3	評価・換算差額等	2,154
その他	0	その他有価証券評価差額金	2,154
投資その他の資産	13,203	純資産合計	23,278
投資有価証券	4,352		
関係会社株式	2,913		
関係会社出資金	859		
関係会社長期貸付金	4,757		
前払年金費用	120		
その他	199		
資産合計	36,466	負債・純資産合計	36,466

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　額
売上高	**27,215**
売上原価	**21,563**
売上総利益	**5,651**
販売費及び一般管理費	**5,729**
営業損失（△）	**△77**
営業外収益	**4,448**
受取利息	96
受取配当金	4,235
貸倒引当金戻入額	37
受取保険金	41
その他	37
営業外費用	**560**
支払利息	143
為替差損	332
手形売却損	51
その他	33
経常利益	**3,810**
特別利益	**3,607**
投資有価証券売却益	31
子会社株式売却益	3,351
新株予約権戻入益	224
特別損失	**1**
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	**7,416**
法人税、住民税及び事業税	857
法人税等調整額	△86
当期純利益	**6,645**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,345	－	－	1,095	6,716	7,812
当期変動額						
剰余金の配当				242	△2,671	△2,428
当期純利益					6,645	6,645
自己株式の取得						
自己株式の処分		64	64			
自己株式の消却		△64	△64		△2,393	△2,393
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	242	1,580	1,823
当期末残高	12,345	－	－	1,338	8,297	9,636

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,007	17,150	2,352	2,352	277	19,779
当期変動額						
剰余金の配当		△2,428				△2,428
当期純利益		6,645				6,645
自己株式の取得	△966	△966				△966
自己株式の処分	659	723				723
自己株式の消却	2,458	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△198	△198	△277	△475
当期変動額合計	2,150	3,974	△198	△198	△277	3,498
当期末残高	△856	21,124	2,154	2,154	－	23,278

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

株式会社ツガミ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　井　広　幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡　辺　一　生

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ツガミの２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

株式会社ツガミ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　井　広　幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡　辺　一　生

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ツガミの２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第１２２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年５月13日

株式会社ツガミ　監査等委員会

常勤監査等委員　木　村　　裕　㊞

監査等委員　竹　内　芳　美　㊞

監査等委員　安　達　健　祐　㊞

監査等委員　半　場　　秀　㊞

監査等委員　山　宮　道　代　㊞

(注) 監査等委員 木村裕、竹内芳美、安達健祐、半場秀、山宮道代は、会社法第２条第15号および第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

株主総会および取締役会の運営について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第13条（株主総会の招集権者および議長）、第22条（取締役会の招集権者および招集通知）、第24条（取締役会の議長）を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会 （招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役会長がこれを招集し議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。	第３章　株主総会 （招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役会の招集権者および招集通知）	（取締役会の招集権者および招集通知）
第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の４日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の４日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．（条文省略）	２．（現行どおり）
（取締役会の議長）	（取締役会の議長）
第24条　取締役会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。	第24条　取締役会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)５名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名(うち社外取締役１名)の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会における審議を経ており、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
1	山宮（やまみや）　道代（みちよ） (1969年7月26日生) ［新　任］ ［女　性］ [社外][独立役員]	1998年４月　弁護士登録 2005年９月　ニューヨーク州弁護士登録 2010年７月　田辺総合法律事務所入所 2011年１月　同事務所パートナー(現任) 2020年６月　当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通し、長年にわたり企業の経営全般を見てきた深い知見を有しております。これらを基に、特に企業法務や企業経営の専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
2	渡部昇弘（わたべのぶひろ） （1971年1月29日生） ［男　性］	1993年４月　当社入社 2011年４月　当社執行役員　海外統括部次長 2014年12月　TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED 出向 2019年４月　当社Co-COO 国内営業部門統括 2022年６月　当社統括役員 国内営業部門担当 2023年６月　当社代表取締役社長 統括役員 国内営業部門担当 2023年10月　当社代表取締役社長 統括役員 国内営業部門担当 兼 工場部門担当 2024年６月　当社代表取締役社長 統括役員 長岡工場長（技術・生産部門統括）兼 国内営業部門統括（現任）	66,300株
	（取締役候補者とした理由） 長年にわたり当社の技術部門および国内・海外営業部門の業務に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に活かしたいと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	松下真実（まつしたまみ） （1964年7月3日生） ［女　性］	2010年１月　当社入社 2011年４月　当社執行役員 海外統括部次長 2013年６月　当社上席執行役員 海外統括部付部長 2016年４月　当社専務執行役員 海外統括部長 2017年４月　当社COO 海外事業統括部長 2021年６月　当社Co-COO 海外部門統括 兼 海外事業統括部長 2022年６月　当社統括役員 海外部門担当 兼 海外事業統括部長 2024年４月　当社統括役員 海外事業部門担当 兼 海外事業統括部長 2024年６月　当社代表取締役 統括役員 海外事業部門統括（現任）	115,900株
	（取締役候補者とした理由） 長年にわたり当社の海外事業部門の業務に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に活かしたいと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
4	羽賀 勝一郎（はが しょういちろう） （1972年7月29日生） ［新　任］ ［男　性］	1995年４月　㈱北越銀行（現㈱第四北越銀行）入行 2019年４月　同行 総合企画部課長 2021年１月　㈱第四北越銀行 総合企画部上席調査役 2021年４月　同行 総務部上席調査役 2022年７月　同行 総務部副部長 2025年３月　当社常勤顧問 管理部門統括付部長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由） 金融機関での長年にわたる実務経験により、経済動向や企業経営に関する幅広い知識を有しております。これらを当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に活かしたいと判断し、取締役候補者といたしました。		
5	唐 東雷（たん とうらい） （1962年11月27日生） ［男　性］	2005年11月　当社入社 2010年６月　当社取締役常務執行役員中国事業担当 兼 津上精密机床（浙江）有限公司副董事長 兼 総経理 2017年２月　津上精密机床（浙江）有限公司副董事長 兼 総経理 津上精密機床（香港）有限公司取締役（現任） 津上精密機床（中國）有限公司業務執行取締役 2018年６月　当社取締役顧問（現任） 2022年４月　津上精密机床（浙江）有限公司董事長 兼 総経理 津上精密機床（中國）有限公司業務執行董事 Chairman&CEO（現任） 2023年10月　津上精密机床（浙江）有限公司董事長（現任）	39,000株
	（取締役候補者とした理由） 長年にわたり当社の海外現地子会社の経営に携わり、グローバル事業拡大に貢献しております。その豊富な経験と幅広い見識が、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に欠かせないと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

（注）１．山宮道代氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の監査等委員である取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって５年であります。なお、同氏は本株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任する予定であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．当社は、山宮道代氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、山宮道代氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．当社は、山宮道代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役木村裕氏が任期満了となり、また、山宮道代氏が辞任されます。

つきましては、監査体制の現況に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査等委員である取締役を１名減員の４名体制とし、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会における審議を経ており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有当社 株 式 数
おお　た　くに　まさ 太　田　邦　正 （1949年2月16日生） ［新　任］ ［男　性］ ［社外］［独立役員］	2002年６月　㈱東京精密 取締役 2004年10月　同社 代表取締役CFO 2009年６月　当社 社外監査役 2011年４月　㈱東京精密 代表取締役社長 2015年４月　同社 代表取締役会長 2017年４月　同社 取締役会長 2019年４月　同社 相談役 2019年６月　ｱｼﾞｱﾊﾟｲﾙﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱ 社外監査役(現任) 2023年11月　学校法人武蔵野美術大学 評議員（現任） 2024年６月　公益財団法人精密測定技術振興財団 監事（現任）	2,300株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）

グローバルに事業を展開する企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを基に、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．太田邦正氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、2019年３月まで㈱東京精密の取締役を務めておりました。当社は㈱東京精密より測定器等を購入しておりますが、取引額の同社連結売上高に対する比率は１％未満であります。

２．太田邦正氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。太田邦正氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

４．太田邦正氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

５．太田邦正氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしていると判断しており、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

（ご参考）

取締役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

	企業経営	業界知識	国際的経験	営業・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	技術・研究開発	法務	財務会計
山宮　道代 ［女性・社外・独立］	●		●			●	
渡部　昇弘 ［男性］	●	●	●	●	●		
松下　真実 ［女性］	●	●	●	●		●	
羽賀　勝一郎 ［男性］	●					●	●
唐　東雷 ［男性］	●	●	●	●	●		
半場　秀　(監査等委員) ［男性・社外・独立］	●		●			●	
竹内　芳美(監査等委員) ［男性・社外・独立］		●	●		●		
太田　邦正(監査等委員) ［男性・社外・独立］	●	●	●	●		●	●
安達　健祐(監査等委員) ［男性・社外・独立］	●		●			●	

※各取締役が有する全ての専門性・経験等を表すものではありません。
※上記に加え、取締役全員がサステナビリティの視点をもって経営に取り組んでおります。

以　上

株主総会会場ご案内図

【会　場】

新潟県長岡市台町２丁目８番35号　ホテルニューオータニ長岡３階　桜の間

電話　0258－37－1111（代表）

【交　通】

■電車でお越しのお客様

上越新幹線・信越本線・上越線　JR長岡駅東口より徒歩１分

■自動車でお越しのお客様

関越自動車道　長岡ICより約15分、長岡南越路スマートICより約20分
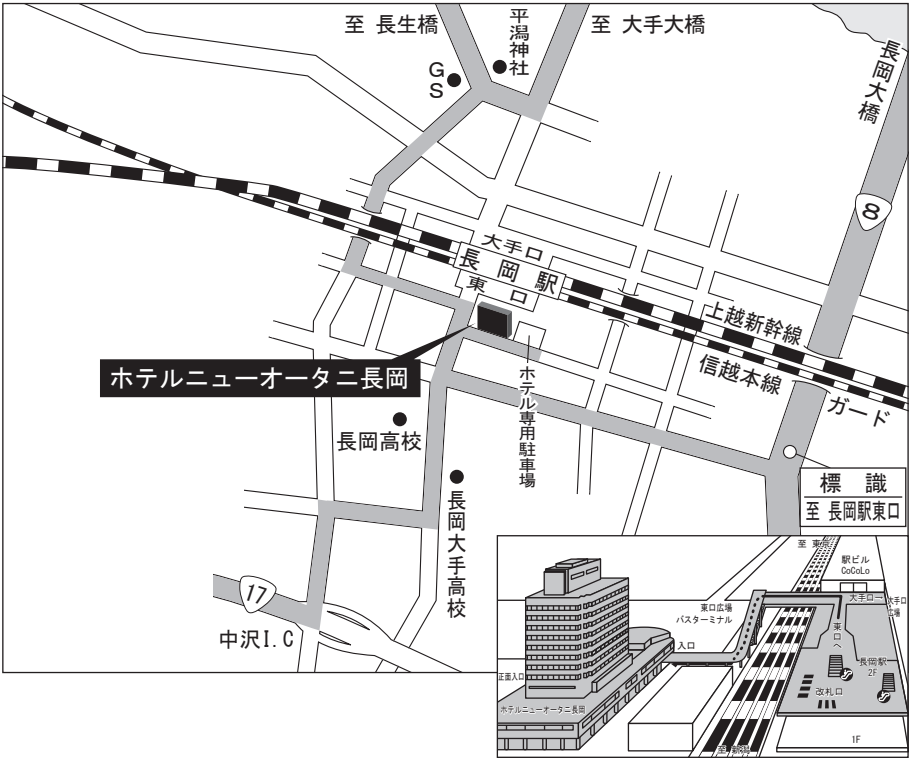
北陸自動車道　中之島・見附ICより約25分